

令和8年度

石油機器技術管理再講習受講案内

一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会

趣 旨 石油機器技術管理士（以下「技術管理士」という。）は、資格者証の交付を受けた日から起算して、5年以内ごとに、石油機器技術管理再講習（以下「再講習」という。）を受講しなければならないことが、技術管理士制度事業規程（以下「事業規程」という。）第24条（資格取得後の再講習受講義務）に規定されています。

これは、定期的に再講習を受講することにより、石油燃焼機器の点検整備に関する知識・技能の維持及び向上を図るとともに、新しい技術に対応した点検整備の方法等に関する情報、消防法令をはじめとする各種規制の改正状況等について、最近の知識を取得し、各市町村の火災予防条例に基づいて、点検整備業務に従事する資格者としての十分な知識技能を身につけて実務を行うことができるようにするためです。

この再講習を修了することにより、技術管理士の資格は、次の受講期限である5年後まで延長され、技術管理士資格者証（以下「資格者証」という。）も更新されます。これに伴い、各市町村の火災予防条例に規定される「石油燃焼機器の点検整備に関する消防長指定資格者」としての指定も継続されることになります。

なお、この再講習の受講を怠った場合は、事業規程第23条（資格の喪失）の規定により、技術管理士としての責務に違反したものとして、登録が抹消され、資格者証返納の対象となることとされています。

対 象 者 既に交付を受けている「石油機器技術管理士資格者証」に記載されている受講期限が「令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）」となっている方

日時・場所

（定員120名）

地 区	期 間	場 所
広 島	9月28日（月） （9：00～15：00）	RCC文化センター・7階 1+2 （広島市中区橋本町5-11 ☎082-222-2277）

※会場の都合により、受付開始時間は前後する場合があります。

講習科目・効果測定

講習科目・効果測定の問題数及び配点は次のとおりです。効果測定は、講習終了後直ちに行い、所要時間は30分、講習教材（テキスト）、本人の手書きによるノート及び電卓の使用もできます。

講 習 科 目	問 題	点 数
① 燃焼設備、安全装置等の構造原理	5	20
② 消防法規及び燃焼設備等の設置	5	20
③ 燃焼設備等の点検整備に関する知識及び実技	15	60
合 計	25	100

* — * — * — * — * — * — * — * — * — *

後援 全国消防長会

主催

一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会

〒150-0011 東京都渋谷区東2-24-2

☎ 03-3499-2928

FAX 03-3499-2930

http://nenshou.xsrv.jp/

登録番号 T7011005000300

—— 広島県内の消防局・本部 ——

* 広島市消防局 * 福山地区消防組合消防局
 * 呉市消防局 * 尾道市消防局
 * 三原市消防本部 * 大竹市消防本部
 * 東広島市消防局 * 備北地区消防組合消防本部
 * 廿日市市消防本部 * 府中町消防本部
 * 江田島市消防本部 * 安芸高田市消防本部
 * 北 広 島 町 消 防 本 部

受講申請要領

次の要領により受講を申請してください。

- なお申請後の手続き等のお問合せは当協会までお願いします。

申請先	〒150-0011 東京都渋谷区東2-24-2 (一財)日本石油燃焼機器保守協会 ☎03-3499-2928
申請期間	令和8年8月3日(月)から9月4日(金)まで

申請時のご注意

- 5 納入済の手数料は、特別な場合を除き返納できませんので、ご承知おきください。

石油機器技術管理士資格者証の交付

- ### 一、倫敦供人員制

点検整備会員制

- 圖人情起何處

個人情報について

2. 0. 4b

その他



この再講習の受講が困難な方

- 3 この「延長願」は、受講期限の年度内に限り 1 回申請できます。

本案内書「石油機器技術管理再講習受講案内」は、必ず保管してください。